

川西市駅前地区都市景観形成指導基準

川西市駅前地区の都市景観の形成のための指導基準は、川西市の表玄関としての景観イメージづくりを基本に次のように定められています。

指導項目		指導基準	
土地・敷地	造成	変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。	
	建築物・工作物の位置	(1)建築物については、1階部分において、1.0メートル以上後退させる。 ただし、幅員の広い歩道に接する場合は緩和することができる。 (2)工作物については、地区に突出感、違和感を与えない位置とする。	
	敷地の植栽	(1)周囲の植生・植栽との調和に配慮し、積極的に花壇の設置や季節感のある植栽等を行う。 (2)道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽等に配慮する。	
建築物等	規模	高さ	建築物については、第一種低層住居専用地域を除き17メートル以上(おおむね5階程度以上)とする。ただし、敷地の規模形状により、これによりがたい場合は緩和することができる。
		建築面積等	建築物については、200平方メートル以上とする。ただし、敷地面積が狭小でこれによりがたい場合は緩和することができる。
	意匠	全体	地区に突出感、違和感を与えない意匠とする。
		壁面設備等	建築物については、給水管、ダクト等を外壁面に露出させないように設置する。
		屋上設備等	建築物については、壁面をたちあげる、ルーバーで覆う等、直接見えにくいように設置する。
		ベランダ等	共同住宅においては、道路から洗濯物が直接見えにくいものとする。
		1階部分等の形態	建築物については、商業ビルにおいて、街のにぎわいに配慮する。 そのため、 (イ)ショーウィンドー、ギャラリー等を設置するよう努める。 (ロ)シャッターは遮断感の少ないパイプシャッター等とする。ただし、地区単位でシンプルに美装化されたシャッターはこの限りでない。
	材料	外壁等	退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。
	色彩	外壁等	建築物、工作物とも外壁等の基調となる色彩は「水と緑の生活創造都市」の表玄関にふさわしい、(自然景観色の変化が美しく見える彩度範囲のもの)次のものとする。 (イ)色相が赤系(5R)から橙系(10YR)までは、明度6から8かつ彩度1から3とする。 (ロ)色相が橙系(10YR)を超えて黄系(10Y)までは、明度6から8かつ彩度1から2とする。 (ハ)他の色相は、明度6から9かつ彩度1以下とする。
	歩行者用デッキからの表情		この地区では、阪急電鉄・能勢電鉄「川西能勢口駅」とJR「川西池田駅」間が商業ビルを經由して歩行者用デッキでつながれ、歩行者の主要な動線となっている。そこで、建築物等については、ここから外観(表情)に気を使い、外壁にシンプルで創造性にあふれるアクセントを設けるなど、歩行者に潤いや、やすらぎとともに活気が感じられるようにする。
その他事項	付属施設	車庫、自転車置場、倉庫、ゴミ置場等は、目立たない位置に設置し、建築物や工作物本体と調和したものとする。	
	掲出物	屋外広告物は、まちの顔としてふさわしいものとなるよう、極力数を少なくし、建築物や工作物と調和した良質なものとする。窓等から外へ向けての広告文字等も同様とする。	